

2005 夏号(第2号)

四国産業保安情報

目次

■トピックス

- ①8月は「電気使用安全月間」です 1
- ②全国鉱山保安週間の実施について 3
- ③平成17年度保安標語入選句発表 3

■制度改正情報

- 「移動用電気工作物の取扱いについて」の改正について 5

■行事報告

- ①平成17年度中国・四国ブロック火薬類取締担当者会議開催結果について 6
- ②平成17年度四国地方鉱山保安表彰の実施について 7

■お知らせ

- ①台風期における保安対策について 9
- ②夏季の軽装について 10
- ③国民保護法について 11

■行事予定 平成17年7～9月行事予定 11

■災害・事故情報

- 平成17年四国管内電気事故発生件数(4～6月) 12
- 平成17年四国管内鉱種別鉱山災害発生状況(1～4月) 12

■組織 四国支部職員(平成17年7月1日現在) 12

■編集後記 13

■災害・事故等発生時の緊急連絡先 13

中国四国産業保安監督部四国支部発行

8月は「電気使用安全月間」です

電力安全課

経済産業省では、感電死傷事故の発生しやすい8月を「電気使用安全月間」と定め、全国的に安全運動を展開しています。

また、同時に月間の重点テーマを定め、安全運動をより効果的に実施しています。

中国四国産業保安監督部四国支部では、電気関係団体との連携により、電気安全の啓発・PR活動等を次のとおり行います。

<電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰式>

永年にわたり電気関係業務に従事し、電気保安に顕著な功績のあった者を表彰します。本年度は15の事業所・個人の方が受賞されます。なお、この表彰は昨年まで経済産業局長表彰であったものが、本年4月の組織変更に伴い原子力安全・保安院長表彰になったものです。

- ・日 時 8月1日(月) 11時～
- ・場 所 ホテルニューフロンティア

11:00～ 表彰式
11:45～ 記念撮影
12:00～ 祝賀パーティー
(パーティーは四国電気安全委員会主催)

<街頭キャンペーン>

高松市内の商店街で電気使用安全のPR用品を配布し、啓発活動を行います。

- ・日 時 8月2日(火) 12時～
- ・場 所 高松中央商店街南部三町ドーム付近

<電気安全セミナー>

電気事故の未然防止を喚起する観点から、電気主任技術者等を対象に、管内5会場において電気使用安全月間の主旨、電気事故の事例等について説明するとともに、電気保安講演会を行います。

- ・開催日時及び会場
- 7/25 (月) 高松商工会議所会館
- 7/26 (火) 松山市総合コミュニティセンター
- 7/27 (水) ユアーズユープ(新居浜市)
- 8/ 4 (木) アステイ徳島
- 8/ 5 (金) 高知電気ビル
- (時間は各会場とも13:30～16:30)

<議 題>

- (1) 電気保安行政関係
 - ① 電気使用安全月間について
 - ② 電気事故及び立入検査の概要について
 - ③ 電気事業法等関係法令改正について
- (2) 電気保安講演会 「安全性向上に向けた取り組み」
(財団法人 電力中央研究所ヒューマンファクター研究センター 高野上席研究員)

～平成17年度電気使用安全月間の重点テーマ～

日頃から身のまわりの電気安全を心がけましょう。

- ・電気事業法では、一般用電気工作物においても自己責任の原則が定められています。
- ・一般家庭でも自主保安意識を高めていきましょう。

自家用施設の電気事故は日頃のチェックで防ぎましょう。

- ・自家用電気工作物の保安は、自分の設備は自分で守る自主保安が基本です。
- ・必ずしも専門的な点検のみに限らず、日頃からこまめに自家用施設の状態に気を配って、電気事故を未然に防ぐよう心がけてください。

自然災害にそなえた電気の安全に努めましょう。

- ・「天災は忘れた頃にやってくる。」とありますが、地震や風水害など自然災害の備えは、継続して注意を喚起することが重要です。
- ・一般家庭向けには、「避難時にはブレーカを切る。」、「切れた電線には近づかない。」、「水にぬれた電気製品の使用は危険」等、災害時の電気安全知識を高めることが大切です。



【関係団体】

四国電気安全委員会
(社)日本電気協会 四国電気協会
(財)四国電気保安協会
(社)日本電気技術者協会 四国支部
四国地区電力需用者協会

全国鉱山保安週間について

鉱山保安課

全国鉱山保安週間は、「国民安全の日（7月1日）」に併せて、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の皆様に鉱山保安に関する認識と理解を深めていただき、鉱山災害及び鉱害の防止に資することを目的としています。

特に今年は、改正鉱山保安法が4月に施行され、①一律・事前の規制の大幅な整理合理化、②リスクマネジメント手法の導入による自主保安体制のさらなる強化を目指した節目の年となりますので、改正法への円滑な移行及びその定着を図ります。

1. 期 間 7月1日～7月7日まで
2. 主唱者 経済産業省
3. 協賛者 鉱業労働災害防止協会
4. 実施者 各鉱山
5. 主唱者及び協賛者は、機関誌等による広報やポスター、パンフレット等広報資料の作成・配布などの方法により、「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底及び効果的实施を図ります。

平成17年度 保安標語入選句発表

鉱業労働災害防止協会四国支部

鉱山保安週間行事の一環として、保安標語を募集いたしましたところ、以下の鉱山より500句に及ぶ多数のご応募を頂き誠にありがとうございました。

会社名	鉱山・製錬場名	応募句数
四国鉱発(株)	白木谷	42
日鉄鉱業(株)	鳥形山	128
三菱マテリアル(株)	直島	105
住友金属鉱山(株)	別子・附属製錬場	185
JFEミネラル(株)	第二奈路	11
大日本ドロマイト鉱業(株)	黒瀬川	12
須崎鉱発(株)	勝森	9
加藤非金属鉱業(株)	長柱	3
宇和鉱業(株)	宇和ドロマイト	3
旭鉱石(株)	旭	2
合計	10	500

中国四国産業保安監督部四国支部にて審査の結果、次のとおり入選句が決定しました。

- | | | |
|----|--|--------|
| 一等 | 「あぶないよ」一言かけるその声が目には見えない保安柵
日鉄鉱業(株)鳥形山鉱山 | 石川 哲哉 |
| 二等 | 確認は人と設備の語り合い 知恵と工夫でゼロ災職場
住友金属鉱山(株)新居浜電鍍工場 | 稲見 博孝 |
| 〃 | 工具の点検 怠らず 正しい使用で安全作業
須崎鉱産(株)勝森鉱山 | 片岡 慎一郎 |
| 三等 | ゆとりの心 ゆとりの作業 そこから続く幸せ笑顔
宇和鉱業(株)宇和ドロマイト鉱山 | 林 香苗 |
| 〃 | 「行ってきます」は、無事故の約束 「たたいま」は、無事故の報告
四国鉱産(株)白木谷鉱山 | 筒井 泰好 |
| 〃 | 安全ですか？その作業 危険はないか 再確認
大日本トマホ鉱業(株)黒瀬川鉱山 | 入船 幸長 |
| 佳作 | チョット待て その一踏が 事故招く
四国鉱産(株)白木谷鉱山 | 中平 優次 |
| 〃 | 私はしない 危険作業 ひとりでしない 無理な作業 たがいに手をとり 安全作業
四国鉱産(株)白木谷鉱山 | 澤村 慎治 |
| 〃 | ちょっと待て そのルール！ もしや？ まさか？ あなた流？まさかよりもしもで守ろう 身の安全
三菱マテリアル(株)直島製錬場 | 花岡 幹大 |
| 〃 | 仲間に頼らず我が身の安全 自ら進んで安全確認
三菱マテリアル(株)直島製錬場 | 江口 信一 |
| 〃 | ヨシのかけ声が身を守る 現場現場で確実に指差呼称
三菱マテリアル(株)直島製錬場 | 菊地 正和 |
| 〃 | 安全は誰のもの？ 基本を守って指差呼称 皆で作ろう安全職場
住友金属鉱山(株)東予製錬場 | 岡松 貴彦 |
| 〃 | 厳しいチェックで環境管理 我が子に残せ 良い環境
住友金属鉱山(株)東予製錬場 | 原 和朗 |
| 〃 | 手順を守って安全作業 慣れた作業も手抜きなし
住友金属鉱山(株)新居浜電鍍工場 | 岡部 勝利 |
| 〃 | 違反作業も慣れれば普通 そんな気持ちが事故を呼ぶ
加藤非金属鉱業(株)長柱鉱山 | 古田 直幸 |
| 〃 | 近寄るな回転体 止まっている機械にもご用心
JFEミネラル(株)第二奈路鉱山 | 西岡 幸弘 |

制度改正

「移動用電気工作物の取扱いについて」の改正について

電力安全課

<主な改正内容>

(1) 定義の見直し

- ①「発電設備」
電気事業法施行令第9条の表6号(2)の表現を引用
- ②「非航船用電気設備」
発電設備又は需要設備と改める。また、「非航船」については、法令用語から「非自航船」を引用
- ③「建設工事現場等における移動用電気工作物」
今般の見直しにより個別に定義する必要がないことから削除
- ④「リース業者等」、「建設業者等」
今般の見直しにより個別に定義する必要がないことから削除

(2) 規定の見直し

- ①保安規程、主任技術者の届出の規定について、リース業者等は可搬型の内燃力発電設備を常時保管する場所に保安規程の作成と電気主任技術者の選任の義務を課すことは必要無い。また、移動用電気工作物は、リース業者等及び建設業者等だけが取り扱う者ではないことから、今般の見直しでは、**移動用電気工作物を設置して使用する者に対して規定する**。また、電気事業法第43条の主任技術者の選任については、同条の許可選任や施行規則第52条の承認もあることからあわせて規定する。
- ②使用前検査、定期自主検査、定期検査の規定については、電気事業法の改正により現行規定に改める。
なお、従来、非航船用電気設備についてのみ使用前検査が規定されていたが、移動用のガスタービン発電設備も普及してきていることから、移動用電気工作物に係る使用前自主検査について規定する。
- ③工事計画の申請又は届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が行えばよい。
なお、工事計画の申請又は届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載させる。また工事計画の申請又は届出に添付する発電所の位置に記載する移動する区域内である場合に限り、工事計画の申請又は届出を行った設置者が当該移動用電気工作物を移動するたびに工事計画の申請又は届出の出し直しを行う必要はない(リース業者等他者から借り受けた移動用電気工作物を設置している場合で一度返還している場合を廃止に当たることから除く)旨を規定する。
- ④電気関係報告規則の報告について、今般の見直しでは、移動用電気工作物を設置して使用する者に義務が生じることから、報告先として当該移動用電気工作物の使用の場所を管轄する産業保安監督部長と規定する。

(3) 名称の変更

通商産業局長 → 産業保安監督部長

詳細については、当支部ホームページ(<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>)をご覧ください。電力安全課にお問い合わせください。